

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般乗用	令和2年5月11日	加賀タクシー株式会社 (法人番号2220001011864) 代表者古泉幸一	石川県小松市問屋町59-1	本社営業所	石川県小松市問屋町59-1	輸送施設の使用停止 (90日車)	道路運送法第27条第3項	令和元年12月17日、監査実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)(2)1箇月の拘束時間に関する違反(運輸規則第21条第1項)(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)(4)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項及び第2項)(5)点呼の記録記載不備(運輸規則第24条第5項)(6)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)(7)乗務員台帳の記載不備(運輸規則第37条第1項)(8)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	9	9
一般乗用	令和2年5月13日	高田合同自動車株式会社 (法人番号2110001019175) 代表者植木信光	新潟県上越市高土町1-10-22	本社営業所	新潟県上越市高土町1-10-22	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第27条第3項	令和元年11月27日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。